

地区計画の届出について

1. 届出が必要な行為（都市計画法第 58 条の 2、同法施行令第 38 条の 4）

地区整備計画の区域内で次の行為を行う場合は、届出が必要です。

土地の区画形質の変更

建築物の建築、工作物の建設

（建築物の新築、増築、改築、移転、広告塔などの工作物の建設、門・塀及び擁壁の築造など）

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

（建築物の色彩の変更、屋外広告物の取替えなど）

ただし、次に掲げる行為については、届出は不要です。

通常管理行為、軽易な行為その他の行為で都市計画法施行令第 38 条の 5 で定めるもの
非常災害のため必要な応急措置として行う行為

国又は地方公共団体が行う行為

都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として都市計画法施行令第 38 条の 6 で定める行為

都市計画法第 29 条の開発許可を要する行為その他都市計画法施行令第 38 条の 7 で定める行為

2. 届出書の提出（当該行為に着手する日の 30 日前までに正副 2 部提出）

(1) 届出に必要なもの（都市計画法施行規則第 43 条の 9）

地区計画の区域内における行為の届出書

添付図書

行為の種類	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	
建築物の建築、工作物の建設 建築物等の用途の変更	配置図	1/100 以上	
	立面図(2 面以上)	1/50 以上	
	各階平面図	1/50 以上	
建築物等の形態・意匠の変更	配置図	1/100 以上	
	立面図(2 面以上)	1/50 以上	

その他

- ・ 位置図及びその他参考となる図書
- ・ 委任状（届出を代理人が行う場合）

3. 届出事項の変更（都市計画法第 58 条の 2 第 2 項、同法施行規則第 43 条の 10）
地区計画の届出後に設計又は施行方法を変更する場合には、変更届の提出が必要です。

4. 変更届出書の提出（変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに正副 2 部提出）

(1) 変更届に必要なもの（都市計画法施行規則第 43 条の 11）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

委任状（変更届の提出を代理人が行う場合）

添付図書（当初の届出と同様。変更する図面は変更前と変更後がわかる図面）

届出に係る行為等がある場合など、事前に都市計画課までご相談ください。

地区計画に関するお問い合わせ

丸亀市 都市経済部 都市計画課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 0877-24-8812（直通）